

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－ 東京海上・CATボンド・ファンド

米ドル（年2回）クラス／円（年2回）クラス
ケイマン諸島籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書（全体版）

作成対象期間 第2期（2018年9月1日～2019年8月31日）

受益者の皆様へ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－東京海上・CATボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第2期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	2163年12月1日まで
運用方針	保険リンク証券のうち主としてCATボンドに投資することで、インカムゲインの獲得を目指した運用を行います。
主要投資対象	世界のCATボンド、CATボンド以外の保険リンク証券、保険デリバティブ・リンク債券を実質的な主要投資対象とします。
運用方法	●CATボンド関連の市場分析、個別銘柄の分析（リスクの種類（地震・ハリケーン等）、地域およびスプレッド水準など）等を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。 ●日本関連のリスクを極力排除するように運用を行います。
主な投資制限	●日本証券業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債権等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ35%、合計で35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、日本証券業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。 ●原則として、ファンドの純資産総額の10%を超える借入は行いません。
分配方針	原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社が1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配を行います。但し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■管理会社

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Credit Suisse Management (Cayman) Limited）

■代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

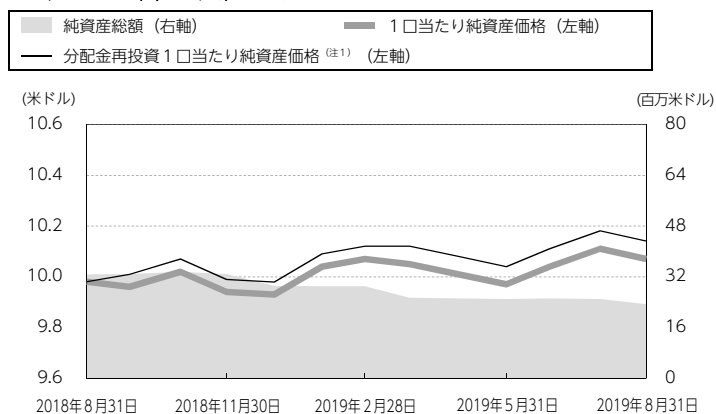
（注）三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の受益証券1口当たり純資産価格等の推移

<米ドル (年2回) クラス>

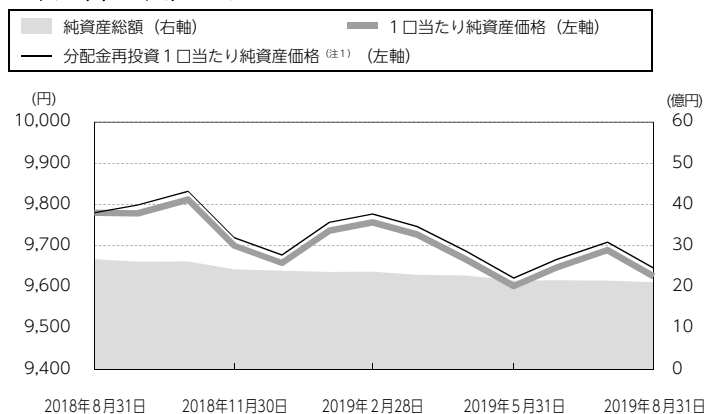


1口当たり純資産価格	
第1期末	9.98米ドル
第2期末 (1口当たり分配金額)	10.07米ドル (分配金額:0.07米ドル)
騰落率	1.6%

1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因	■ 保有していたCATボンドからの利息収入
下落要因	■ 2018年後半に発生した米国のハリケーンや山火事などにより関連銘柄の市場価格が下落したこと

<円 (年2回) クラス>



1口当たり純資産価格	
第1期末	9,780円
第2期末 (1口当たり分配金額)	9,626円 (分配金額:20円)
騰落率	-1.4%

1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因	■ 保有していたCATボンドからの利息収入
下落要因	■ 2018年後半に発生した米国のハリケーンや山火事などにより関連銘柄の市場価格が下落したこと ■ 為替ヘッジなどのコスト

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引き前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。また、分配金再投資1口当たり純資産価格は、受益証券1口当たりの当初発行価格(米ドル(年2回)クラス:10.0米ドル、円(年2回)クラス:10,000円)を起点として計算しています。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■分配金について

第2期（2018年9月1日～2019年8月31日）の1口当たり分配金（税引前）は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

米ドル（年2回）クラス （金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率(%) ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2018年9月28日	9.96	0.05 (0.5)	0.18
2019年3月29日	10.05	0.02 (0.2)	0.11

円（年2回）クラス （金額：円）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率(%) ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2018年9月28日	9,779	20 (0.2)	73
2019年3月29日	9,727	— (—)	—52

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(}\%) = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3) 2018年9月28日の直前の分配落日(2018年3月29日)における1口当たり純資産価格は、米ドル(年2回)クラス9.83米ドル、円(年2回)クラス9,726円でした。

(注4) 「分配落日」には、分配方針に基づき当該日における分配が可能であったが実際には分配金が支払われなかった日を含みます。

■投資環境について

2018年9～10月に発生した米国ハリケーン（フローレンス、マイケル）や同年11月に米国西部で発生した2件の大規模な山火事の影響で、同年の保険損失額はミュンヘン再保険の推計で約800億米ドルと過去30年の平均を大幅に上回りました。また、2017年に発生した米国ハリケーン（ハービー、イルマ、マリア）や同年に発生した米国西部の山火事の保険損失が時間経過とともに積み上がったことも加わり、当該災害に関連した複数のCATボンドで元本毀損が生じてCATボンド市場のパフォーマンスにマイナスの影響を与えました。日本においても、2018年9月に2件の大型台風が上陸し、大きな被害が発生しましたが、日本関連リスクは原則として運用対象としていないことから、ファンドへの影響はありませんでした。

なお、2017～18年に2年続けて大きな保険損失が発生したことで2019年の再保険料率が上昇したことから、CATボンドのスプレッド水準は拡大しました。

■ポートフォリオについて

リスクの種類（地震・ハリケーン等）や地域などの分散を考慮しながら、保有銘柄の償還に対応するために新規発行銘柄を中心に購入しました。当該期間中、米国のハリケーンや山火事などの発生により関連銘柄に元本毀損が生じたことや、市場価格に下落圧力がかかったことがマイナス要因となったものの、安定的な利息収入がプラス要因となり、1口当たり純資産価格（税引前分配金再投資）は、米ドル（年2回）クラスが小幅に上昇した一方、円（年2回）クラスは為替ヘッジコストがマイナス要因となり、小幅に下落しました。

■ベンチマークとの差異について

ファンドの運用方針に対し適切に比較できる指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設定していません。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 （3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

個別銘柄が内包するリスクの種類（地震・ハリケーン等）や地域などの分散を勘案した上で、最大損失シミュレーションを行い、目標リターンのもとでリスク量を最小化する最適ポートフォリオを構築します。CAT ボンド組入比率を高位で維持するよう、リスクの種類（地震、ハリケーン等）、地域、格付け、残存年数などによる分散を図りながらリバランスを行う方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要 (注1)	
管理報酬等 (注2)		
報酬代行会社報酬	年率0.12% (注3)	管理会社報酬等の支払い代行業務の対価
管理会社報酬	年間5,000米ドル (注3)	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価
受託会社報酬	年間10,000米ドル	ファンドの受託業務の対価
投資運用会社報酬	年率0.70% (このうちファンドの純資産総額の年率0.50%が副投資運用会社報酬として副投資運用会社に支払われます。)	ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価
保管会社報酬	年率0.02% (ユーロ市場) (注4) 年率0.01% (米国市場) (注4)	ファンドの資産の保管業務の対価
管理事務代行報酬	年率0.08% (注5) +年間8,400米ドル (注6) +年間20,000米ドル (注7)	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務の対価
販売報酬	年率0.60%	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、販売会社における受益者の口座内でのファンドの管理の対価
代行協会員報酬	年率0.05%	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価
その他の費用・手数料 (注8)	0.28%	上記の報酬の他、設立費用(3会計年度にて償却)、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産に係る租税等

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率(金額)を記しています。

(注2) 管理報酬等の総報酬は、純資産総額の最大年率1.57%程度および年間38,400米ドルです。

(注3) 管理会社報酬は年間5,000米ドルであり、年率0.12%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

(注4) 各市場での保有資産の評価額に対しての年率。保管会社報酬は最低年間12,000米ドルです。保管会社報酬には最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては、管理報酬等の総額を上回るようになります。

(注5) 管理事務代行報酬は最低年額65,000米ドル(固定報酬)です。管理事務代行報酬には最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては、管理報酬等の総額を上回るようになります。

(注6) 登録・名簿書換代行業務に対する報酬として、1ヶ月当たり350米ドル(年間4,200米ドル)に受益証券が発行されているクラスの数(現時点では2クラス)を乗じた額がかかります。

(注7) 複数のクラスを管理する報酬として、年間10,000米ドルに受益証券が発行されているクラスの数(現時点では2クラス)を乗じた額がかかります。

(注8) 「その他の費用・手数料(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

II. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第2会計年度中における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドル（年2回）クラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2018年8月末日)	32,797,257.03	3,593,267.48	9.98	1,093
第2会計年度末 (2019年8月末日)	23,355,259.10	2,558,802.19	10.07	1,103
2018年9月末日	32,867,380.64	3,600,950.22	9.96	1,091
2018年10月末日	33,618,261.75	3,683,216.76	10.02	1,098
2018年11月末日	32,838,546.26	3,597,791.13	9.94	1,089
2018年12月末日	29,110,379.87	3,189,333.22	9.93	1,088
2019年1月末日	29,033,645.81	3,180,926.23	10.04	1,100
2019年2月末日	29,042,651.34	3,181,912.88	10.07	1,103
2019年3月末日	25,402,935.65	2,783,145.63	10.05	1,101
2019年4月末日	25,211,144.18	2,762,132.96	10.01	1,097
2019年5月末日	25,001,706.62	2,739,186.98	9.97	1,092
2019年6月末日	25,177,828.35	2,758,482.87	10.04	1,100
2019年7月末日	24,997,771.33	2,738,755.83	10.11	1,108
2019年8月末日	23,355,259.10	2,558,802.19	10.07	1,103

<円（年2回）クラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	円		円	
第1会計年度末 (2018年8月末日)	2,674,545,379		9,780	
第2会計年度末 (2019年8月末日)	2,119,499,313		9,626	
2018年9月末日	2,615,590,763		9,779	
2018年10月末日	2,624,468,088		9,812	
2018年11月末日	2,429,471,896		9,700	
2018年12月末日	2,399,562,154		9,658	
2019年1月末日	2,365,861,606		9,737	
2019年2月末日	2,370,695,965		9,757	
2019年3月末日	2,295,700,427		9,727	
2019年4月末日	2,281,395,309		9,667	
2019年5月末日	2,152,814,017		9,602	

2019年6月末日	2,163,028,363	9,647
2019年7月末日	2,152,740,969	9,689
2019年8月末日	2,119,499,313	9,626

(注1) 米ドルの円貨換算は、別段の記載のない限り、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.56円）によります。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) ファンドは、2017年9月28日から運用を開始しており、第1会計年度は当該運用開始日から2018年8月31日までの期間をいいます。

(2) 分配の推移

下記各会計年度における分配の推移は次のとおりです。

(1口当たり、税引前)

	米ドル (年2回) クラス		円 (年2回) クラス
	米ドル	円	円
第1会計年度 (2017年9月28日～2018年8月31日)	—	—	—
第2会計年度 (2018年9月1日～2019年8月31日)	0.07	7.67	20

(3) 収益率の推移

期間	収益率 (%)	
	米ドル (年2回) クラス	円 (年2回) クラス
第1会計年度末 (2017年9月28日～2018年8月31日)	-0.20%	-2.20%
第2会計年度末 (2018年9月1日～2019年8月31日)	1.60%	-1.37%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

(4) 販売及び買戻しの実績

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2017年9月28日 ～2018年8月31日)	米ドル(年2回) クラス	3,287,246.637 (3,287,246.637)	0 (0)	3,287,246.637 (3,287,246.637)
	円(年2回) クラス	284,478.038 (284,478.038)	11,000.024 (11,000.024)	273,478.014 (273,478.014)
第2会計年度 (2018年9月1日 ～2019年8月31日)	米ドル(年2回) クラス	79,622.471 (79,622.471)	1,046,908.446 (1,046,908.446)	2,319,960.662 (2,319,960.662)
	円(年2回) クラス	0 (0)	53,287.337 (53,287.337)	220,190.677 (220,190.677)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.56円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

KPMG
P. O. Box493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
ケイマン諸島
電話番号 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
インターネット www.kpmg.ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、添付の、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲのサブ・トラストである、東京海上・CATボンド・ファンド（以下、「トラスト」という）の財務諸表、すなわち、2019年8月31日時点の財政状態計算書、同日をもって終了する会計年度の包括利益計算書、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書 および、キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計基準の要約及びその他の説明情報を含む注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して、2019年8月31日時点のトラストの財政状態、業績、及び同日をもって終了する会計年度のキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」）に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」項目において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会（以下、「IESBA規程」）並びにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従いトラストから独立し、IESBA規程及びこれらの要件に従いその他の倫理的責任を果たした。当監査法人は、当監査法人の意見根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、IFRSに準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。不正や誤謬による重要な虚偽の記載がない財務諸表の作成に際し運営者が決定した係る財務諸表の内部統制に対しても、運営者は責任を有する。

財務諸表の作成にあたり、運営者はトラストの継続企業的前提を評価し、継続企業的前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者がトラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

受託会社への独立監査法人の報告書（続き）

財務諸表監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表に不正や誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査法人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準な保証であるが、重要な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施された監査において必ずその虚偽記載を検知することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体的に、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての懐疑心を維持する。また当監査法人は以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重大な虚偽記載のリスクを特定、評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定、実施する。また当監査法人の意見に関する根拠を提供するために十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽記載を検知しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは、不正が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の覆しと関連する可能性があるためである。
- ・ 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性、および会計上の見積りの妥当性、および運営者により開示された関連事項を評価する。
- ・ 運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、トラストの継続企業の前提に対して重大な疑念が生じる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。当監査法人が重要な不確実性が存在すると判断した場合、財務諸表に関連する開示事項に対して当監査法人の報告書において注意喚起をする必要がある。
また、開示事項が不十分である場合、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手された監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、トラストの継続企業としての前提を停止する可能性がある。
- ・ 財務諸表の全体の体裁、構成および開示事項を含む内容、並びに財務諸表が原金融取引および事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期並びに重要な監査所見について、統治責任者と連絡を取り合う。これには、監査中に特定した内部統制のすべての重要な欠陥が含まれる。

KPMG

2019年12月23日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Tokio Marine CAT Bond Fund (the "Trust"), a sub-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III, which comprise the statement of financial position as at August 31, 2019, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holders of redeemable units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at August 31, 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

December 23, 2019

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

(1) 貸借対照表

財政状態計算書
2019年8月31日

	注記	2019年8月31日		2018年8月31日	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金		355,872	38,989	1,135,588	124,415
負債性金融商品への投資、公正価値 (費用：2019年：USD 43,490,110、 2018年：USD 56,720,688)	4,5,7	40,179,422	4,402,057	55,346,791	6,063,794
デリバティブ金融商品、公正価値	4,5	486,483	53,299	50,480	5,531
未収利息		411,368	45,069	445,585	48,818
未決済取引債権		1,993,000	218,353	—	—
その他の資産		52,727	5,777	101,973	11,172
資産合計		43,478,872	4,763,545	57,080,417	6,253,730
負債					
デリバティブ金融商品、公正価値	4,5	20,994	2,300	20,557	2,252
未払費用	8	129,325	14,169	142,610	15,624
負債合計（解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く）		150,319	16,469	163,167	17,877
解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産		43,328,553	4,747,076	56,917,250	6,235,854
		USD	円	USD	円
純資産の帰属先別内訳：					
円（年2回）クラス（JPY）		—	2,119,759,848	—	2,674,545,379
円（年2回）クラス（USD）		19,970,416	—	24,119,993	—
米ドル（年2回）クラス（USD）		23,358,137	2,559,117,490	32,797,257	3,593,267,477
		口数		口数	
発行済受益証券口数：					
円（年2回）クラス	7	220,190.677	—	273,478.014	—
米ドル（年2回）クラス	7	2,319,960.662	—	3,287,246.637	—
		USD	円	USD	円
受益証券1口当たり純資産価格					
円（年2回）クラス（JPY）		—	9,627	—	9,780
米ドル（年2回）クラス（USD）		10	1,096	10	1,096

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

包括利益計算書
2019年8月31日に終了した年度

注記	2019年8月31日に 終了した年度		2017年8月15日（設立日） から2018年8月31日 までの期間	
	USD	千円	USD	千円
収益				
FVTPLで測定した金融商品からの純損益 ¹				
受取利息	6	3,580,428	392,272	2,361,457
負債性金融商品投資純（損失）	6	(2,136,483)	(234,073)	(1,369,806)
為替予約デリバティブ純利益	6	477,194	52,281	16,936
		<u>1,921,139</u>	<u>210,480</u>	<u>1,008,587</u>
現金に係る利息収入		10,542	1,155	16,594
外貨建取引に係る為替差損益（純額） ²		16,434	1,801	(75,070)
投資純益 収益合計		<u>1,948,115</u>	<u>213,435</u>	<u>950,111</u>
支払利息		213	23	737
投資運用会社報酬	89	344,647	37,760	333,624
管理事務代行報酬		73,877	8,094	68,412
受託会社報酬	98	10,400	1,139	10,407
保管会社報酬		13,304	1,458	12,289
報酬代行会社報酬	89	58,968	6,461	57,153
販売報酬		295,480	32,373	285,411
代行協会会員報酬		24,624	2,698	23,784
その他の報酬		121,452	13,306	102,471
営業費用合計		<u>942,775</u>	<u>103,290</u>	<u>894,288</u>
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産（分配前）の変動		<u>1,005,340</u>	<u>110,145</u>	<u>55,823</u>
解約可能受益証券の受益者への分配		262,589	28,769	—
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産（分配後）の変動		<u>742,751</u>	<u>81,376</u>	<u>55,823</u>

⁽¹⁾ これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現および未実現損益（負債性金融商品投資純損失およびデリバティブ純利益）を含む、FVTPLで測定された金融商品からの純損益、および受取利息に関連するものである。

⁽²⁾ これは、外貨、直物為替契約および外貨建て債権／債務に係る実現および未実現損益に関連するものである。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書
2019年8月31日に終了した年度

	注記	
	USD	合計 千円
2017年8月15日（設立日）時点残高	—	—
受益証券の発行	57,834,906	6,336,392
受益証券の買戻し	(973,479)	(106,654)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	55,823	6,116
2018年8月31日時点残高	56,917,250	6,235,854
受益証券の発行	793,271	86,911
受益証券の買戻し	(15,124,719)	(1,657,064)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	742,751	81,376
2019年8月31日時点残高	43,328,553	4,747,076

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

キャッシュ・フロー計算書
2019年8月31日に終了した年度

	2019年8月31日に 終了した年度		2017年8月15日（設立日） から2018年8月31日 までの期間	
	USD	千円	USD	千円
営業活動				
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産（分配後）の変動	742,751	81,376	55,823	6,116
負債性金融商品の購入	(4,653,976)	(509,890)	(63,727,046)	(6,981,935)
負債性金融商品の売却代金	17,684,862	1,937,553	7,010,450	768,065
現金を除く項目に関する調整				
負債性金融商品に係る実現（損失）／利益	199,692	21,878	(4,092)	(448)
負債性金融商品の未実現損失	1,936,791	212,195	1,373,897	150,524
デリバティブに係る未実現純利益	(435,566)	(47,721)	(29,923)	(3,278)
非現金営業項目残高の増減純額				
未決済取引債権	(1,993,000)	(218,353)	—	—
その他の資産	49,246	5,395	(101,973)	(11,172)
未払費用	(13,285)	(1,456)	142,610	15,624
未収利息	34,217	3,749	(445,585)	(48,818)
営業活動から得られた／（における） 正味キャッシュ・フロー	13,551,732	1,484,728	(55,725,839)	(6,105,323)
財務活動				
発行済受益証券代金	793,271	86,911	57,834,906	6,336,392
受益証券の買戻しによる支払	(15,124,719)	(1,657,064)	(973,479)	(106,654)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(14,331,448)	(1,570,153)	56,861,427	6,229,738
現金の純（減額）／増額	(779,716)	(85,426)	1,135,588	124,415
現金期首残高	1,135,588	124,415	—	—
現金期末残高	355,872	38,989	1,135,588	124,415
営業活動によるキャッシュ・フローの 補足情報				
受取利息	3,739,496	409,699	1,912,234	209,504
支払利息	(23)	(3)	(737)	(81)

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

財務諸表に対する注記

1 住所および活動

東京海上・CATボンド・ファンド（以下、「トラスト」という）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ（以下、「マスター・トラスト」という）のシリーズ・トラストである。マスター・トラストは、2013年12月2日にケイマン諸島の信託法第74条に基づき登録され、2013年12月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2017年8月15日に設立され、2017年9月28日に運用を開始した。その登録事務所の住所は190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9007, Cayman Islandsである。

本トラストの投資目標は、主にカタストロフィー・ボンド（以下、「CATボンド」という）への投資を通じた投資家へのインカムゲインの提供を追求することである。さらに、本トラストはCATボンド以外の保険リンク証券、保険デリバティブ・リンク債券並びに現金および短期金融市場証券（CATボンドと併せて、「負債性金融商品」という）にも投資することができる。CATボンドとは、保険会社、再保険会社、企業および政府等の事業体から災害事由のリスクを資本市場に移転する負債性金融商品である。投資家は、地震、暴風、死亡率およびその他の災害関連事由等の予め定義された自然災害および非自然災害事由から発生する損失リスクを負担する見返りに、利回りという形でリスクプレミアムを受領する。あらゆるCATボンドの元本は、当該CATボンドが契約上リンクされている事由が発生した場合、その一部（または場合によっては全部）が毀損する可能性がある。

本トラストの資産は主に、米ドルおよびユーロ建てとなることが予想される（ただし、これらの通貨に限定されない）。実務上可能な限り、投資運用会社は、各クラスに帰属する、当該クラスの通貨以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーのヘッジを行うよう努める。投資運用会社は一般に、スポット契約、外国為替先渡契約およびNDF取引（クロス外国為替先渡契約を含む）（以下、総称して「通貨フォワード」という）を締結して、通貨変動のヘッジを試みることができる。

本トラストの受益証券は以下の2つのクラスを有する。マスター・トラストに関連する目論見書の付録26に定義された米ドル（年2回）クラス（米ドル建て）および円（年2回）クラス（日本円建て）（それぞれ、「クラス」という）。

財務諸表に対する注記（続き）

1 住所および活動（続き）

ケイマン諸島の会社法（改正を含む）の下で設立された、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、信託約款により、本トラストの管理会社（以下、「管理会社」という）に任命された。管理会社は、本トラストの資産の投資に責任を負うとともに、複数のクラス／シリーズの受益証券を発行する権限およびそれらを買戻す権限を有する。管理会社は、信託約款の条件により管理会社に帰属する、本トラストの資産の投資、運用および再投資に関するすべての権利、義務、特権、権限、職務、信託および裁量、ならびに負債性金融商品のポートフォリオ（以下、「投資対象ポートフォリオ」という）に関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理の責任を東京海上アセットマネジメント株式会社（以下、「投資運用会社」という）に委託した。投資運用会社は、投資対象ポートフォリオの日常的な裁量投資意思決定の責任を東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッド（以下、「副投資運用会社」という）に再委託した。

クレディ・スイス・インターナショナル（以下、「報酬代行会社」という）は、本トラストの特定の継続的費用および運営費用を支払う責任を負う。かかる費用（以下、「通常経費」という）には、管理会社報酬、監査報酬および費用に含まれていない監査費用、本トラストまたはマスター・トラストに関して政府機関に支払われる年間手数料および保険費用（ある場合）が含まれる。

本トラストの受託会社はエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドであり（以下、「受託会社」という）、管理事務代行会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店である（以下、「管理事務代行会社」という）。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産をいう。

2 作成の基準

本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に従って作成されたものである。

（a）測定基準

財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品（公正価値で測定される）を除き、歴史的な原価基準により作成されている。

本トラストは、投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂）（以下、「改訂」という）を2017年8月15日（設立日）より初めて適用したものである。経営者は、本トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

財務諸表に対する注記（続き）

2 作成の基準（続き）

(b) 重要な会計方針の変更

[1] 本トラストは、2018年9月1日からIFRS第9号を初めて適用した。IFRS第9号の移行規定によって認められるように、これらの財務諸表全体にわたる比較情報は、その会計基準要件を反映させるために原則再表示していない。したがって、比較期間中の金融商品は、IAS第39号金融商品に従ったまま説明されている：認識および測定。

(i) IFRS第9号金融商品

IFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目の売買のための一部の契約を認識し測定する上での要件を定めている。この基準は、IAS第39号金融商品に置き代わる：認識および測定。

IFRS第9号の導入の結果、本トラストはそれに伴う修正を第1号「財務諸表の表示」に適用することが求められている。それは以下を必要とする：

- 包括利益計算書で別個に項目提示される金融資産の減損。IAS第39号において、減損は損失が発生したときに認識される。本トラストは、発生した損失の報告を以前は行っていない。そして、
- 実効金利法によって計算された利息収入の包括利益計算書での個別表示

IFRS第9号の導入は、本トラストの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対して重大な影響を及ぼしていない。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、原則的に金融資産を、償却原価で測定される区分、純損益を通して公正価値で測定される区分（FVTPL）、およびその他の包括利益を通して公正価値で測定される区分（FVOCI）の3つの分類に区分している。このIFRS第9号における金融資産の分類は、原則的に、当該金融資産が管理されている事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいている。IFRS第9号は、IAS第39号による以前の区分である満期保有投資、貸付金および債権、ならびに売却可能金融資産を廃止する。IFRS第9号におけるこれらの分類の詳細分析については、注記3を参照のこと。

IFRS第9号の導入は、本トラストの金融負債およびデリバティブ金融商品に関連する会計方針に重大な影響を及ぼしていない。本トラストでのIFRS第9号における損益に関連する金融商品や金融勘定の分類および測定方法の説明については、注記3を参照のこと。

下記の表および以下に添付する注記は、IAS第39号における当初の測定分類ならびに2018年9月1日時点での本トラストの金融資産および金融負債についてのIFRS第9号における新しい測定分類を説明する。

東京海上・CAT bonds・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

2 作成の基準（続き）

(b) 重要な会計方針の変更（続き）

(i) IFRS第9号金融商品（続き）

金融資産および金融負債の分類および測定（続き）

資産	IAS第39号における 当初の分類	IFRS第9号における 新しい分類	IAS第39号における 当初の帳簿価額 USD	IFRS第9号における 新しい帳簿価額 USD
現金	貸付金および債権	償却原価	1,135,588	1,135,588
負債性金融商品への 投資、公正価値	FVTPLに指定	FVTPLが必須	55,346,791	55,346,791
デリバティブ金融商品、 公正価値	トレーディング 目的保有	FVTPLが必須	50,480	50,480
未収利息	貸付金および債権	償却原価	445,585	445,585
その他の資産	貸付金および債権	償却原価	101,973	101,973
資産合計			57,080,417	57,080,417
負債	IAS第39号における 当初の分類	IFRS第9号における 新しい分類	IAS第39号における 当初の帳簿価額 USD	IFRS第9号における 新しい帳簿価額 USD
デリバティブ金融商品、 公正価値	トレーディング 目的保有	トレーディング 目的保有	20,557	20,557
未払費用	償却原価	償却原価	142,610	142,610
負債合計（解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く）			163,167	163,167

財務諸表に対する注記（続き）

2 作成の基準（続き）

(b) 重要な会計方針の変更（続き）

(i) IFRS第9号金融商品（続き）

金融資産および金融負債の分類および測定（続き）

下記の表で、2018年9月1日のIFRS第9号への移行時のIAS第39号における金融資産の帳簿価額をIFRS第9号における帳簿価額に調整する。

資産	IAS第39号の下での 2018年8月31日 現在の帳簿価額 USD	再分類	再測定	IFRS第9号の下での 2018年9月1日 現在の帳簿価額 USD
現金	1,135,588	—	—	1,135,588
未収利息	445,585	—	—	445,585
その他の資産	101,973	—	—	101,973
償却原価合計	1,683,146	—	—	1,683,146

金融資産の減損

2018年9月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するIFRS第9号導入の影響は、新しい減損要件のみに関係する。

IFRS第9号では、IAS第39号の「発生損失」モデルに代わり「予想信用損失」（ECL）モデルが採用される。新しい減損モデルは、FVOCIでの償却原価および債務投資で測定された金融資産に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。IFRS第9号において、信用損失はIAS第39号における認識よりも早期に認識される。

本トラストは、2018年9月1日のIFRS第9号の減損要件の適用が償却原価で測定された金融資産に対して重大な影響を及ぼしていないと判断している。これは、これらの項目がさらされる信用リスクが小さいためである。

移行

IFRS第9号の導入による会計方針の変更は、下記を除いて遡及適用されている。

—比較期間は、原則再表示されない。IFRS第9号の導入による金融資産の帳簿価額の差は、2018年9月1日時点の解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産で認識される。結果的に、2018年用として提示された情報は、IFRS第9号の要件ではなくむしろIAS第39号の要件を反映する。

財務諸表に対する注記（続き）

2 作成の基準（続き）

(b) 重要な会計方針の変更（続き）

(i) IFRS第9号金融商品（続き）

移行（続き）

- 下記の評価は、適用開始日において存在した事実および状況に基づいて行われた。
 - ・ 金融資産を保有する事業モデルの決定。
 - ・ FVTPLで測定した一部金融資産の以前の指定の取り消し。

(c) 機能通貨および表示通貨

財務諸表の機能通貨および表示通貨は米ドル（以下、「USD」という）である。これは、本トラストの運営、受益者への報告がUSDで行われる上、その報酬および費用の過半数がUSDで決済されるという事実を反映する。

(d) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、本トラストの経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

会計方針を適用する上で見積りに不確実性が伴うおよび重大な判断を要する重要な分野であって、財務諸表に計上された金額に対する影響が最も大きいものに関する情報は注記4および5に記載されている。

(e) 未適用の新会計基準および解釈指針

多数の新会計基準および既存の会計基準の改訂が2018年9月1日より後に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、これらの新会計基準または改訂基準が本トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼしていないため、本トラストは本財務諸表の作成に際し早期適用していない。

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針

以下に掲げる重要な会計方針は、本トラストが継続的に適用してきたものである。

(a) 金融資産および金融負債

(i) 認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、本トラストが当該商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

金融負債は、一方の当事者が履行しない限り、または契約がIFRS第9号の適用を免除されていないデリバティブ契約でない限り、認識されない。

(ii) 分類

金融資産の分類—2018年9月1日から適用される方針

当初認識時において、本トラストは金融資産を償却原価またはFVTPLで測定したものとして分類している。金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される：

- i) それは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- ii) その契約条件は、元利（SPPI）支払いだけを表すキャッシュ・フローに対する指定期日をもたらす。

本トラストの他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。金融資産は、下記のいずれかに該当する場合、純損益を通じて公正価値で測定される：

- i) その契約条件は、指定期日における元本残高の元利（SPPI）支払いだけのキャッシュ・フローをもたらさない。
- ii) 契約上のキャッシュ・フローの回収、または契約上のキャッシュ・フローの回収および（金融資産の）売却の双方のいずれかを目的とする事業モデルの範囲内で保有されていない。
- iii) 当初認識時において、それはFVPLで測定された取消不能な形で指定され、それを行うことで異なる基準での資産または負債の測定あるいはそれらの損益の認識から通常生じるであろう測定または認識の不整合を解消または大幅に減少させている。

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

(a) 金融資産および金融負債（続き）

(ii) 分類（続き）

金融資産の分類—2018年9月1日から適用される方針（続き）

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価において、本トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか（含まれる場合、SPPI要件は満たされない）等々を評価する。この評価を行う場合、本トラストは以下を考慮する：

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発的な事象、
- レバレッジ機能、
- 期限前償還および期間延長機能、
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当該ファンドの請求を制限する条件（例えば、ノンリコース特性）、ならびに
- 金銭の時間的価値の判断を修正させる特性（例えば、金利の定期的見直し）。

本トラストには2つの事業モデルがあると判断している：

- **回収目的の事業モデル**：これは、現金、未収利息および未決済取引債権およびその他の資産を含む。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有している。
- **その他の事業モデル**：これは、負債性金融商品およびデリバティブ金融商品への投資を含む。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、頻繁な売買の中での公正価値ベースで行われる。

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる：

- 文書化された投資戦略およびその戦略の実際の実行。これは、契約上の受取利息から収入を得ること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債または予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションをマッチングさせること、あるいは資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに投資戦略が重点を置いているかどうか、
- ポートフォリオのパフォーマンスがいかに評価され、本トラストの経営者に報告されるのか、
- 事業モデル（およびその事業モデルが保有する金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、ならびにこれらのリスクがいかに管理されるか、

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

(a) 金融資産および金融負債（続き）

(ii) 分類（続き）

金融資産の分類—2018年9月1日から適用される方針（続き）

- 投資運用会社がいかに報酬を受けるか（例えば、報酬が運用されている資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づくか）、ならびに
- 過去の期における金融資産の売買の頻度、数量および時期、そのような売買の理由ならびに将来の売買活動予想。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、当該ファンドの資産の継続的な認識と一致するこの目的のための売却とは見なされない。

本トラストは、金融資産を下記のように分類した：

- FVTPLに指定された金融資産
 - ・ 負債性金融商品への投資
 - ・ デリバティブ金融商品
- 償却原価で測定する金融資産
 - ・ 現金、未収利息、未決済取引債権およびその他の資産。これらは、現在市場における公表価格の無い、固定額のまたは決定可能な金額の支払いが発生する、非デリバティブ金融資産をいう。

金融負債の分類—2018年9月1日から適用される方針

本トラストは、金融負債を下記のように分類した：

- トレーディング目的で保有する金融負債
 - ・ デリバティブ金融商品
- 償却原価で測定する金融負債
 - ・ 未払費用

(iii) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値により当初測定を行い、その取引費用は包括利益計算書に認識する。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値に取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

(a) 金融資産および金融負債（続き）

(iii) 測定（続き）

当初の認識の後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に分類されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定し、その公正価値の変動は包括利益計算書に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債以外の金融資産および金融負債については、実効金利法を使用した償却原価で測定し、減損がある場合にはこれを控除する。これらの商品は短期間または直ちに決済されるため、かかる測定値は公正価値に近似しているものと認められる。

「公正価値」とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格である。

入手可能な場合、本トラストは金融商品の公正価値を、活発な市場における当該金融商品の公表価格を用いて測定する。活発な市場とは、公表価格が容易にかつ規則的に入手可能であり、当該公表価格が独立当事者間で実際に経常的に発生する市場取引を表す市場をいう。ある金融商品の市場が活発でない場合、本トラストはその公正価値を受託会社が合意した評価手法を用いて求める。評価手法には、知識を有する自発的な独立当事者間取引（入手可能な場合）を用いるもの、実質的に同一である他の金融商品の現在の公正価値を参照するものおよびその他の価格決定モデルが含まれる。また上記に代わる方法として、信頼できる価格設定者（価格設定機関等）または債券／デットマーケットメーカーの気配値を用いて公正価値を決定することも考えられる。価格設定者から入手した仲介業者の価格は気配値である可能性があり、実行可能でないまたは拘束力がない可能性がある。本トラストは、利用する価格設定者の数と質については、判断および見積りを用いて決定する。

負債性金融商品の売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。投資の実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

(iv) 負債性金融商品への投資

本トラストは、本トラストの募集書類に従って、特定の価格決定手法により価格が決定されるCAT bondsへの投資を保有する。CAT bondsの価値評価は、以下の仲介業者4社から受領する価格のみに基づいて行われる：Swiss Re Capital Markets、Aon Securities Inc.、Willis Towers Watson SecuritiesおよびGC Securities。CAT bondsの価格は、それらの仲介業者の平均中値（買呼値と売呼値の平均値から算定）に基づいて算定される。平均中値に対する平均売呼値と平均買呼値の合計の乖離率が5%以上である場合、当該債券は平均買呼値を用いて評価する。

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

(a) 金融資産および金融負債（続き）

(v) デリバティブ金融商品への投資

本トラストは、為替予約契約によるデリバティブ金融商品への投資を行っている。為替予約契約の公正価値は、契約レートと適用可能な予約レート間の為替差額である。

(vi) 減損

IFRS第9号は、本トラストが償却原価で測定された金融資産に対するECLのための損失引当金を認識することを求める。

2019年8月31日時点で、ECLモデルの範囲に含まれない償却原価で測定された金融資産として、本トラストは現金、未収利息、未決済取引債権およびその他の資産を保有していた。したがって、2018年9月1日のIFRS第9号の減損要件の適用は、本トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼすものではない。

(vii) 認識の中止

本トラストは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産を譲渡し、かかる譲渡がIFRS第9号の認識の中止要件を満たす場合、当該金融資産の認識を中止する。

本トラストは、金融負債に係る契約上の債務が履行もしくは解除されたまたは終了した場合、当該金融負債の認識を中止する。

(b) 現金

現金は、国際的な金融機関の当初満期が3カ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

(c) 金融商品の相殺

本トラストが認識した額を相殺する法的な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。本財務諸表に適用される様式では、財政状態計算書の金融資産および金融負債の総額が示される。一方、金融資産および金融負債の相殺および純額は、注記5－金融資産および金融負債の相殺に基づき示される。

(d) 未決済取引債権

未決済取引債権は、財政状態計算書日現在、売却済みであるが未決済の投資に係る債権の金額を表す。

(e) 費用

すべての営業費用は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

(f) 現金に係る利息収入

現金に係る利息収入は、実効金利法による期間比例ベースで認識される。

(g) FVTPLで測定した金融商品からの純損益

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、負債性金融商品投資純損失、デリバティブ金融商品に係る純利益および受取利息が含まれ、これらは包括利益計算書においてそれぞれ独立して開示されている。FVTPLで測定した金融商品からの実現純損益は、加重平均原価法によって算定されている。

負債性金融商品投資純損失は、すべての実現および未実現の公正価値の変動から構成される。FVTPLで測定した金融商品からの実現損益は、金融商品の原価とそれらの売却取引における決済価格との差額を示す。

未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または当該金融商品を同期間中に購入した場合はその取引価格と同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。

外貨建ての投資その他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての有価証券の購入および売却ならびに費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

(g) FVTPLで測定した金融商品からの純損益（続き）

外貨建て投資およびその他の外貨建て取引に係る為替変動から生じた実現正味為替差損益の報告額は、それぞれ包括利益計算書の投資に対する純損益および外貨建て取引に係る為替差損益（純額）に含まれている。

(h) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

受託会社は本トラスの受益証券保有者のために、マスター・トラスの信託約款と付録の規定に従い、信託ファンドの本トラスの資産を保有する。本トラスは、発行する金融商品とその契約条件の実質的内容に応じて金融負債または資本性金融商品に分類している。本トラスは2つのクラスの解約可能受益証券を発行している。これらは本トラスの金融商品のうちの最も劣後するクラスであり、2つのクラスはすべての重要な点において同順位である。これら2つのクラスは、通貨、ポートフォリオ資産、分配率および最低発行額を除き、同一の条件に従う。解約可能受益証券は、受益者に、各買戻日および本トラスの清算時における各自の持分割合に応じた本トラスの純資産の価値に対応する現金による買戻しを要求する権利を提供する。

金融商品の各クラスの条項に差異があることから、IAS第32号に従い、本トラスの解約可能受益証券は金融負債に分類されている。この負債は、本トラスが買戻時に支払う義務のある金額により測定される。かかる金額は本トラスの募集書類に従って計算されるトレーディング純資産価値に基づいている。

(i) 受益証券1口当たり純資産価格

本トラスの1口当たり純資産価格は、マスター・トラスの信託約款に従って、各クラスの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、各クラスの発行済受益証券口数で除することによって算定される。

(j) 税金

本トラスはケイマン諸島における所得、利益またはキャピタルゲインに対する税の支払を免除されている。マスター・トラスは、ケイマン諸島総督より、マスター・トラスの設立日から50年間、所得、利益またはキャピタルゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に未払所得税は計上されていない。

(k) 分配

分配を受ける資格のある受益者への分配は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理

本トラストの投資ポートフォリオはCAT債券その他の保険連動証券への投資および通貨フォワードで構成される。本トラストの投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。本トラストがエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。財政状態計算書作成日の時点で保有する金融商品の性質と残高、および本トラストが採用しているリスク管理ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を持ち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。

本トラストの運用リスク管理戦略は、募集書類に記載された投資目標および投資制限に基づいて実行される。本トラストは、主にCAT債券への投資（ただし、その他の保険連動証券への投資も行う）を通じて投資家にインカムゲインを提供するよう努めるものである。本トラストのポートフォリオの投資対象を選択するにあたり、副投資運用会社は以下の要因を考慮する。

- ・ 自ら行うCAT債券および関連市場（CAT債券のトレンド、再保険市場および当該セクターの投資トレンドを含むがこれらに限定されない）の分析
- ・ 各CAT債券のリスク特性（地震およびハリケーンを含むがこれらに限定されない）
- ・ 各CAT債券の地域特性およびスプレッド水準

上記の要因に加えて、副投資運用会社は、可能な限り、日本に関連するリスクに晒されるCAT債券への投資を避けるように負債性金融商品を運用する。

副投資運用会社は、CAT債券の市場全体の危険の種類／地理的特性を考慮しつつ、本トラストの投資対象とするCAT債券の危険の種類または地理的特性を分散化するよう努める。実物不動産投資を通じて本トラストがそのエクスポージャーを獲得するCAT債券は、一般に、特定目的ビークル（以下、「SPV」という）が発行するレバレッジの掛かっていない仕組債である。各SPVは定義された事象の発生についてのリスクを負い、CAT債券の発行を通じて当該エクスポージャーの全額をカバーする資金を調達する。これにより、スポンサーとの間で締結されるリスク移転契約から発生するリスクを担保し、かかるリスクを直接移転する。

投資運用会社は、以下の通貨フォワードを締結することで、受益者のために為替変動リスクをヘッジするよう努める。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

- ・ 米ドル（年2回）クラスに関して、投資運用会社は、米ドル（年2回）クラスのUSD（すなわち、当該受益証券の通貨）のUSD以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する。
- ・ 円（年2回）クラスに関して、投資運用会社は、円（年2回）クラスのJPY（すなわち、当該受益証券の通貨）のJPY以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する。

副投資運用会社は、CAT債券のリスク特性の指標となる指数に対する差異を月次ベースで監視する。副投資運用会社が用いるベンチマーク指数は、スイス・リー・グローバルCAT債券パフォーマンス指数トータルリターンである。

副投資運用会社は、本トラストの投資を本トラストの投資目標および戦略に従って管理するが、その際、本トラストの資産の使用または投資が本トラストの投資制限に抵触することを防止するための必要かつ経済的に合理的な措置を講じる。投資運用会社は、社内で作成し定期的に更新する運用ガイドラインに従って運用活動を行う。管理会社は、受託会社に対し、通常の業務の範囲外の事象の発生または状況の結果要求される運用意思決定またはその他の運用活動に関する助言を行う。

(i) 価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、当該市場で取引される全商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本トラストが保有する投資の価値は公正価値で測定され、それに伴う公正価値の変動は包括利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動に直接的な影響を及ぼす。

本トラストの投資（主にCAT債券への投資）は、変動金利証券として発行されるものであり、投資家は指定された指数に対する所定のスプレッド（または通常短期マネー・マーケット・ファンドに投資される高品質担保からのリターン）を受領する。こうした指数（担保リターン）は、その時点での短期金利に基づいて定期的に改定される。CAT債券の価格は、投資家を得るスプレッドと逆相関がある。また当該スプレッドは、モデルにより算定される期待損失および危険ゾーン、リスク認識、市場トレンド、経済的混乱等その他の市場要因の関数である。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 価格リスク（続き）

以下の表は、本トラストが保有する負債性金融商品の2019年8月31日および2018年8月31日現在の集中状況を示す。

2019年8月31日

国*	市場価値 USD	全体に対する 比率 (%)
英国	735,794	1.83
アイルランド	2,368,828	5.90
バミューダ	27,639,137	68.79
ケイマン諸島	6,471,897	16.11
シンガポール	234,003	0.58
その他	2,729,763	6.79
合計	40,179,422	100.00

*国別の分類は設立国に基づく。

2018年8月31日

国*	市場価値 USD	全体に対する 比率 (%)
英国	502,138	0.91
アイルランド	5,246,356	9.48
バミューダ	36,216,069	65.43
ケイマン諸島	8,859,809	16.01
その他	4,522,419	8.17
合計	55,346,791	100.00

*国別の分類は設立国に基づく。

一般に、例えば米国のハリケーンのような特定の地域における特定の大災害のリスクへの集中がみられる。これは、CATボンドのリスク全体の中の高い割合を占める。したがって、これらの事象が発生した場合、これらのCATボンドの価格は大幅に下落する可能性があり、本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 価格リスク（続き）

本トラスの投資は、以下の危険に集中している。

2019年8月31日

危険	市場価値 USD	全体に対する 比率 (%)
複合危険	25,471,060	63.39
地震	5,954,316	14.82
洪水	714,600	1.78
パンデミック	2,250,151	5.60
風災	5,068,704	12.62
山火事	720,591	1.79
合計	40,179,422	100.00

2018年8月31日

危険	市場価値 USD	全体に対する 比率 (%)
複合危険	29,088,158	52.56
地震	12,309,055	22.23
洪水	500,988	0.91
パンデミック	4,113,050	7.43
風災	9,335,540	16.87
合計	55,346,791	100.00

本トラスは、その投資方針に従って主にCATボンドに投資している。副投資運用会社が本トラスに適用するリスク管理の枠組みは以下の3つのリスク監視活動から構成される：（1）単一のCATボンドのウェイトが本トラスの最新の純資産価値の10%を超えないよう行う日次監視、（2）単一の債券発行体のウェイトが本トラスの最新の純資産価値の35%を超えないよう行う日次監視、および（3）1%水準での年次バリュアットリスク指標（VaR）の月次計算。

2019年8月31日現在、本トラスの1%水準での年次VaRは17,859,064米ドル（2018年：21,808,867米ドル）である。これは、100年に1度の確率で発生する最大損失額を表す。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 価格リスク（続き）

近年、CATボンドにおいて、スポンサー（保険会社や再保険契約のカウンターパーティ等）および発行体の集中が顕著になってきている。自然大災害が発生した場合にCATボンドの元本の一部または全額が毀損する可能性に加え、このようなエクスポージャーの集中状況の結果、本トラストは、より幅広い業種および発行体に投資する分散化したファンドに比べてより多額の損失が発生する可能性がある。

2019年8月31日現在、単一の負債性金融商品および発行体であって、それぞれ解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の10%および35%を超えるものはない（2018年：無し）。

(ii) 金利リスク

本トラストは有利子金融資産および金融負債を保有することから、財政状態およびキャッシュ・フローへの市場金利水準の変動の影響に関連するリスクに晒される。一般に、固定金利証券の金利リスクは変動金利証券よりも高い。したがって、金利上昇局面では、固定金利証券の価値は変動金利証券に比べてより大きく下落する。名目金利が上昇するにしたがって、本トラストの価値は下がる可能性が高い。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の合計値として記述することができる。

固定金利証券およびデュレーションの長い変動金利証券は、金利の変動に対する感応度がより高く、通常デュレーションの短い証券よりも高いボラティリティを示す。

一般に、CATボンドは通常変動金利証券として発行される。こうした証券の利率は金利の変動にある程度連動しているため、金利の変動に対する感応度は比較的低くなる。しかしながら、裏付資産である短期金融市場商品の残存期間から一定の軽微な金利リスクが発生する。

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 金利リスク（続き）

2019年8月31日	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
負債性金融商品への 投資、公正価値	20,604,638	19,574,784	—	—	—	40,179,422
デリバティブ金融商品、 公正価値	—	—	—	—	486,483	486,483
未収利息	—	—	—	—	411,368	411,368
未決済取引債権	—	—	—	—	1,993,000	1,993,000
その他の資産	—	—	—	—	52,727	52,727
現金	355,872	—	—	—	—	355,872
資産合計	20,960,510	19,574,784	—	—	2,943,578	43,478,872
負債						
デリバティブ金融商品、 公正価値	—	—	—	—	20,994	20,994
未払費用	—	—	—	—	129,325	129,325
負債合計（解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く）	—	—	—	—	150,319	150,319
利息および感応度 ギャップ合計	20,960,510	19,574,784	—	—	2,793,259	43,328,553
2018年8月31日						
	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
負債性金融商品への 投資、公正価値	13,996,500	41,350,291	—	—	—	55,346,791
デリバティブ金融商品、 公正価値	—	—	—	—	50,480	50,480
未収利息	—	—	—	—	445,585	445,585
その他の資産	—	—	—	—	101,973	101,973
現金	1,135,588	—	—	—	—	1,135,588
資産合計	15,132,088	41,350,291	—	—	598,038	57,080,417
負債						
デリバティブ金融商品、 公正価値	—	—	—	—	20,557	20,557
未払費用	—	—	—	—	142,610	142,610
負債合計（解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く）	—	—	—	—	163,167	163,167
利息および感応度 ギャップ合計	15,132,088	41,350,291	—	—	434,871	56,917,250

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 金利リスク（続き）

金利感応度分析

当期の金利変動のボラティリティは、財政状態計算書日における金利の25ベースポイント（以下、「bps」という）の変動に基づいて算定される。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定して行われる。

	金利変動の純資産 に対する影響	
	25 bps 上昇 USD	25 bps 下落 USD
2019年8月31日		
受益者に帰属する純資産への正味影響額	(10,045)	10,045

	金利変動の純資産 に対する影響	
	25 bps 上昇 USD	25 bps 下落 USD
2018年8月31日		
受益者に帰属する純資産への正味影響額	(13,837)	13,837

2019年8月31日時点で保有している負債性金融商品のデュレーションは0.1（2018年：0.1）である。

本トラスの金融資産および金融負債別のキャッシュ・フロー金利リスクに対するエクスポージャーは、主に、変動金利の短期市場金利商品で保有されている現金から構成される。これらの残高に対する市場金利変動の影響は、本トラスにとって重要ではない。

(iii) 為替リスク

本トラスは、金融商品に投資する際、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、本トラスは、機能通貨の他の通貨に対する為替レートが変動し、本トラスの資産または負債のうちの機能通貨である米ドルを含む特定の通貨建ての資産または負債に悪影響が生じるリスクに晒される。

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(iii) 為替リスク（続き）

下記の表は、本トラストの為替リスクに対する総エクスポージャーを2019年8月31日および2018年8月31日時点で米ドル換算した額で示すものである：

2019年8月31日	JPY USD	EUR USD	合計 USD
資産			
現金	34,953	6,663	41,616
負債性金融商品への投資、公正価値	—	1,369,053	1,369,053
未収利息	—	8,487	8,487
その他の資産	30,594	—	30,594
資産合計	72,210	1,377,540	1,449,750
負債			
未払費用	—	—	—
負債合計（解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く）	—	—	—
外国為替先渡契約	19,930,974	(1,377,492)	18,553,482
正味エクスポージャー合計	20,003,184	48	20,003,232
2018年8月31日	JPY USD	EUR USD	合計 USD
資産			
現金	6,389	—	6,389
負債性金融商品への投資、公正価値	—	3,725,593	3,725,593
未収利息	—	30,072	30,072
その他の資産	60,082	—	60,082
資産合計	66,471	3,755,665	3,822,136
負債			
未払費用	—	—	—
負債合計（解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く）	—	—	—
外国為替先渡契約	24,220,836	(3,709,858)	20,510,978
正味エクスポージャー合計	24,287,307	45,807	24,333,114

上記の表の金額は、資産および負債の帳簿価額および外国為替先渡契約の想定元本に基づくものである。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(iii) 為替リスク（続き）

感応度分析

2019年8月31日現在の貨幣性資産および負債の為替リスクに対する正味エクスポージャーは20,003,232米ドル（2018年：24,333,114米ドル）であった。2019年8月31日現在、他のすべての通貨に対して米ドルが5%上昇した場合、他の変数を一定と仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および包括利益計算書に計上される解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動額は1,000,161米ドル（2018年：1,216,656米ドル）減少していた。反対に他のすべての通貨に対して米ドルが5%下落した場合、他の変数を一定と仮定すると、同額の逆方向の影響が発生していた。

(b) 信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。金融資産の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の信用リスクエクスポージャーの上限額を最も適確に表すものである。

本トラストの資産の投資先であるCATボンドは、その元本または利息が支払われないリスクに晒される。財政状態の悪化により、発行体の元利金の支払能力が損なわれる可能性がある。発行体の元利金支払能力が損なわれた（または損なわれたと認識された）場合、本トラストの資産として保有されている証券の価値に影響が生じる場合がある。

特に、CATボンドの価格は、自然大災害の発生、疫病の流行または債券の条件に定義されたトリガーポイントを超過することによりCATボンド発行体の債務不履行またはその可能性が発生した場合、大きく下落する可能性がある。

信用リスクは、取引の相手先に承認された仲介業者その他の信頼できる金融機関を選ぶことにより軽減される。また、本トラストの金融資産は確立され承認されたカウンターパーティにより保管されている。上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時に決済／支払が行われる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。本トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(b) 信用リスク（続き）

本トラストの実質的にすべての資産は保管会社が保有する。保管会社に破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資および現金および現金同等物に対する本トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。本トラストは、保管会社の信用状態および財務ポジションを監視することにより、このリスクを監視する。

以下の表は、本トラストの資産が保管されている銀行および保管会社のムーディーズによる2019年8月31日および2018年8月31日時点の信用格付を要約したものである。

2019年8月31日

	公正価値 USD	信用格付
銀行		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	355,872	A1
保管会社		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	40,179,422	A1
金融デリバティブのカウンターパーティ		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	486,483	A1

2018年8月31日

	公正価値 USD	信用格付
銀行		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	1,135,588	A1
保管会社		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	55,346,791	A1
金融デリバティブのカウンターパーティ		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	50,480	A1

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（c）流動性リスク

本トラストは資産を比較的非流動的な証券に投資するため、本トラストの投資を望ましい価格およびタイミングで処分する管理会社の能力が制限される可能性がある。その上、こうした投資の再売却は契約上の条項により制限される場合があり、こうした条項はその投資の価値自体に影響を及ぼす可能性がある。また、取引所によって特定の金融商品または契約の取引が停止される可能性、特定の金融商品または契約の即時売却および決済を求める命令が下される可能性、または特定の金融商品または契約の取引を売却目的に限って認める命令が下される可能性もある。非流動性リスクは、店頭取引の場合にも発生する可能性がある。こうした金融商品または契約には規制された市場が存在しない場合もあり、買呼値と売呼値はそれらの金融商品または契約の仲買業者によってのみ形成される可能性が高い。また、時価のない有価証券への投資には流動性リスクが伴う。加えて、こうした証券は価値評価が困難であり、その発行体は必ずしも規制された市場の投資家保護規制に服しない。

一般に、CATボンドは流動性が低く、市場参加者が限定されており、セカンダリー市場でのCATボンドの価格はボラティリティが高い。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合がある。さらに、一部のCATボンドにはセカンダリー市場が存在しない可能性があり、その場合には店頭取引により買い手を探す必要がある場合もある。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合があり、その結果本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

さらに、本トラストが短期間で多くの購入申込みを受け一方、投資制限を遵守した上で投資先となる十分なCATボンドを発見できない場合、本トラストは一時的に多額の現金を保有する可能性がある。この場合、受益者のCATボンドに対するエクスポージャーは希釈化する。

また、本トラストは、大災害の発生時のような受益者にとって最も得策であると考えられるような重要な状況においては、各クラスの受益証券の買戻し／購入の申込みを一時停止または解除する可能性がある。

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産以外の金融負債について、契約満期までの残存期間は3カ月未満である。

（d）その他のリスク

ボラティリティリスク

デリバティブ商品の価格は非常にボラティリティが高い。先渡契約の価格変動は、金利、需給関係の変化、政府の貿易、財政、金融および為替管理プログラムおよび政策、国内および国際的な政治および経済事象および政策等の影響を受ける。

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

(d) その他のリスク（続き）

ボラティリティリスク（続き）

また、政府は時折直接的におよび規制を通じて特定の市場、特に為替および金利に関連する先物およびオプション市場に介入する。こうした介入は、しばしば価格に直接影響を及ぼすことを目的として行われ、他の要因と一緒に、金利変動等を通じてそれらの市場をすべて急激に同じ方向に向かわせる場合がある。

手法および金融商品のリスク

手法および金融商品の利用には一定の特別なリスクが伴うが、それらのリスクには以下が含まれる：
（i）ヘッジ対象となる投資の価格および金利の動きを予測する能力への依存性、（ii）ヘッジ手段とヘッジ対象である投資または市場との間の不完全な相関関係、（iii）これらの金融商品を利用するために必要なスキルが投資の選定に必要なスキルとは異なるという事実、および（iv）効果的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力に対する障害が発生する可能性。

本トラストの早期解約

本トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が生じた場合は、最終買戻日は前倒しされる。

本トラストが募集書類に記載されている規定に従って解約されない場合、受託証券は、次のいずれかが発生した時点で、強制的に買戻される。

- （i）2022年7月1日以降の評価日の純資産価格は10,000,000米ドル以下であり、管理会社が、すべての受託証券を強制的に買戻す決断をする、または
- [1] （ii）受託会社および管理会社がすべての受託証券の強制的な買戻しに合意する（それぞれを「強制買戻事由」という）

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定

本トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ 活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格（未修正）（レベル1）。
- ・ レベル1に含まれる公表価格以外のインプットであって、当該資産または負債に関して直接（価格として）または間接的に（価格から導出される）観察可能なインプット（レベル2）。
- ・ 当該資産または負債に関する観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち、観察不能なインプット）（レベル3）。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその全体として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、本トラストによる判断による部分が多い。本トラストは、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能であり、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

以下の表は、2019年8月31日および2018年8月31日現在の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を、公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである：

	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
2019年8月31日				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
負債性金融商品への投資	—	40,179,422	—	40,179,422
デリバティブ金融商品	—	486,483	—	486,483
	—	40,665,905	—	40,665,905
純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品	—	(20,994)	—	(20,994)
	—	(20,994)	—	(20,994)

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品（続き）

2018年8月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産	USD	USD	USD	USD
負債性金融商品への投資	—	55,346,791	—	55,346,791
デリバティブ金融商品	—	50,480	—	50,480
	—	55,397,271	—	55,397,271
<hr/>				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品	—	(20,557)	—	(20,557)
	—	(20,557)	—	(20,557)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。これらには、CAT bondsおよび通貨フォワードへの投資が含まれる。

CAT bondsへの投資は、注記3 (a) (iv) に記載した方針に従って価値の評価を行う。CAT bondsの価格は、仲介業者4社の買呼値と売呼値から算出される。これらの仲介業者はCAT bonds市場の主要マーケット・メーカーであり、自社の価格決定モデルを用いて入手可能な一般に公開されたCAT bondsの取引価格に基づいて価格を算定している。そのような取引が無い場合、各仲介業者は、CAT bondsの価格を類似した債券の市場データから算定する。観察可能な市場インプットに基づいてCAT bondsの公正価値を測定するための十分な情報が入手可能である。しかしながら、推定された価値は、近い将来最終的に実現する金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品には以下が含まれる：

- (i) 現金、未収利息、未決済取引債権、その他の資産および未払費用。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。
- (ii) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産。本トラストは、解約可能受益証券の買い戻しおよび発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買い戻しおよび発行を行う。従って、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価値に等しい。当該受益証券は、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル2に分類される。

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

デリバティブ金融商品

本トラストは為替予約契約を締結する。為替予約契約は、特定の数量の通貨を将来の特定の日に特定の価格で売買することを当事者間で約束する契約である。開始時には元本金額の交換は発生せず、正味の債権・債務ポジションは満期日に決済される。通貨フォワードは、円（年2回）クラスおよび米ドル（年2回）クラスに起因する為替リスクを管理しヘッジするために利用される。

報告日現在、以下の未決済の為替予約契約が存在する。

2019年8月31日

満期日	契約数	債権 USD	債務 USD	公正価値（純額） USD
2019年9月13日	4	486,483	(20,994)	465,489
合計		486,483	(20,994)	465,489

2018年8月31日

満期日	契約数	債権 USD	債務 USD	公正価値（純額） USD
2018年9月14日	2	50,480	(20,557)	29,923
合計		50,480	(20,557)	29,923

為替予約契約により購入および売却された通貨には米ドル、ユーロおよび日本円が含まれる。これは、本トラストの投資目標と整合的である。

以下の表は、為替予約契約の想定エクスポージャーを示したものである。

2019年8月31日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約契約	486,483	21,068,475
デリバティブ負債		
為替予約契約	(20,994)	(2,980,482)

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

デリバティブ金融商品（続き）

2018年8月31日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約契約	50,480	24,170,356
デリバティブ負債		
為替予約契約	(20,557)	(3,689,301)

金融資産および金融負債の相殺

本トラストは、財政状態計算書上の資産と負債の相殺の影響を開示する。この開示によって、財務諸表利用者は認識された資産および負債に係るネットィング契約の財政状態への影響または潜在的な影響を評価することができる。これらの認識済資産および負債は、強制可能なマスター・ネットィング契約または類似の契約の条件に服する金融商品およびデリバティブ商品または以下の相殺権基準を満たす金融商品およびデリバティブ商品である：本トラストが他の当事者に対して支払義務を負う金額が決定可能であり、本トラストが当該金額を他の当事者が支払義務を負う金額と相殺する権利を有していること、本トラストが相殺を行う意図を有していること、および本トラストの相殺権が法律により強制可能であること。

2019年8月31日現在、本トラストは、財政状態計算書上相殺可能でありマスター・ネットィング契約に服する金融商品およびデリバティブ商品を保有している。このマスター・ネットィング契約は、カウンターパーティに本トラストのために提供されている担保またはカウンターパーティの負債または支払義務を本トラストが当該カウンターパーティに対して負う負債または支払義務と相殺することを認めるものである。

2019年8月31日現在の強制力のあるマスター・ネットィング契約または類似の契約に服する金融資産および金融負債は以下のとおりである。

財政状態計算書に 計上された認識済み 金融資産の総額 (b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
	金融 商品 (a)	受領した 現金担保 (a)	純額
デリバティブ資産			
為替予約契約			
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	486,483	(20,994)	—
合計	486,483	(20,994)	—

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

金融資産および金融負債の相殺（続き）

	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融負債の総額 (b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		純額
		金融 商品 (a)	差入れられた 現金担保 (a)	
デリバティブ負債				
為替予約契約				
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	(20,994)	20,994	—	—
合計	(20,994)	20,994	—	—

(a) これらの金額は、デリバティブ資産または負債の残高に限定されている。このため、受領したまたは差入れられた超過担保は含まれていない。

(b) 財政状態計算書上に計上されたこれらの金額は相殺されておらず、その結果、総額は純額に等しい。

2018年8月31日現在の強制力のあるマスター・ネットィング契約または類似の契約に服する金融資産および金融負債は以下のとおりである。

	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融資産の総額 (b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		純額
		金融 商品 (a)	受領した 現金担保 (a)	
デリバティブ資産				
為替予約契約				
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	50,480	(20,557)	—	29,923
合計	50,480	(20,557)	—	29,923

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

金融資産および金融負債の相殺（続き）

	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融負債の総額 (b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		純額
		金融 商品 (a)	差入れられた 現金担保 (a)	
デリバティブ負債				
為替予約契約				
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	(20,557)	20,557	—	—
合計	(20,557)	20,557	—	—

(a) これらの金額は、デリバティブ資産または負債の残高に限定されている。このため、受領したまたは差入れられた超過担保は含まれていない。

(b) 財政状態計算書上に計上されたこれらの金額は相殺されておらず、その結果、総額は純額に等しい。

6 FVTPLで測定した金融商品からの純利益

FVTPLで測定した金融商品からの純利益は以下の項目から構成される：

	2019年8月31日 に終了した年度 USD	2017年8月15日 (設立日) から 2018年8月31日 までの期間 USD
受取利息	3,590,970	2,378,051
純損益を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品に係る総実現（損失）／利益	(199,692)	4,092
純損益を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品に係る総未実現損失	(1,936,791)	(1,373,898)
純損益を通じて公正価値で測定する デリバティブ金融商品に係る総実現利益／（損失）	41,628	(12,987)
純損益を通じて公正価値で測定する デリバティブ金融商品に係る総未実現利益	435,566	29,923
FVTPLで測定した金融商品からの純利益	1,931,681	1,025,181

財務諸表に対する注記（続き）

7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

発行済全額払込済受益証券口数の変動は以下のとおりである。

発行済全額払込済受益証券

	円（年2回） クラス （口数）	米ドル（年2回） クラス （口数）
2018年8月31日時点残高	273,478.014	3,287,246.637
受益証券の発行	—	79,622.471
受益証券の買戻し	(53,287.337)	(1,046,908.446)
2019年8月31日時点残高	220,190.677	2,319,960.662

発行済全額払込済受益証券

	円（年2回）クラス （口数）	米ドル（年2回） クラス （口数）
2017年8月15日（設立日）時点残高	—	—
受益証券の発行	284,478.038	3,287,246.637
受益証券の買戻し	(11,000.024)	—
2018年8月31日時点残高	273,478.014	3,287,246.637

初回募集期間の米ドル（年2回）クラスに関して、最小初回購入申込みは、10,000口であり、その後、さらに1口増加する。その後の購入申込みについて、最小初回募集額は100,000米ドルであり、その後、0.01米ドル増加する。

初回募集期間の円（年2回）クラスに関して、最小初回購入申込みは1,000口であり、その後さらに1口増加する。その後の購入申込みについて、最小初回募集額は10,000,000円であり、その後1円増加する。

米ドル（年2回）クラスの発行価格は1口10.00米ドルであり、円（年2回）クラスは1口10,000円である。

受益証券の初回発行後、資格のある投資家は、当該応募価格で、その後の購入日に受益証券の予約購入が可能である。取引日の受益証券クラスを予約購入した各受託証券に関して、応募価格は、評価地点での取引日直前の評価日の係る受益証券クラスごとの純資産価格と同等の金額である。

財務諸表に対する注記（続き）

7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産（続き）

買戻日において買戻し対象の受益証券の提出を希望する投資家は、かかる買戻日、またはそれ以外の管理会社が自己の判断で決定する日時の直前の買戻通知日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社に買戻通知を提出しなければならない。

買戻日は毎月第三営業日であり、トラスト解約の破壊的な事象が生じていない日とする。または本トラストまたは受益証券クラスに関して、時によって管理会社が決定するその他の日とする。

買戻通知日は、毎月10日とする。当該日が営業日でない場合、直後の営業日または管理会社が決定したその他の日とする。

受益者は、最終買戻日前のいずれかの買戻日に買い戻された受益証券クラスについて金額を受け取る。その金額は当該買戻日直前の評価日において評価地点で算出された当該クラスの1口当たりの純資産価格に相当する。また、スウィング・プライス調整に従い調整される可能性がある。

発行済み受託証券クラスの10%以上を占める買戻通知が受領された場合、または管理会社または受託会社が本トラストの投資の清算が実質的でない、または受益者に不利であると判断する場合、管理会社は受託会社と相談の上、管理会社が決定した手段により、すべてまたは一部において、受益者による買戻しを延期する可能性がある。

分配

管理会社は、投資運用会社との協議を経て、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金等の要因を考慮して、半期ごとの各分配宣言日に各クラスに係る分配額を決定することができる。

分配は、当該分配宣言日の直前の分配基準日に受益者として登録されている者に対して行われる。管理会社は、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、および同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金の金額がそれ自体では半期分配の資金源として不十分であると認められる場合であって、適切と認められる場合、投資運用会社との協議を経て、特定の分配期間について分配の全額または一部を受益証券に帰属する投資元本から支払うことを選択することができる（同金額がキャピタルゲインを超過する場合を含む）。

財務諸表に対する注記（続き）

7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産（続き）

分配（続き）

また、管理会社は、受益証券に帰属する投資元本から支払う選択肢があるにもかかわらず、特定の分配期間について受益証券について半期分配を支払わないことを選択することができる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社はその単独の裁量の下で、本トラストの投資目標およびポリシーが過去6カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、投資運用会社との協議を経てこうした選択が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断した場合が含まれるが、これらに限られない。

本トラストの終了に伴い、受託会社は既存の受益者に対して、その保有口数に応じて、本トラストの資産の現金化により回収した現金の全額を分配する。受託会社は、終了に関連してまたは起因して発生または負担したものの可否を問わず、受託会社において適切に発生または負担したすべての費用、債務、負債、対価、経費、請求および要求の支払に充当するために必要な現金を留保することができる。

2019年8月31日に終了した年度において、解約可能受益証券の受益者へ262,589米ドルの分配があった（2018年：無し）。

8 関連当事者取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

クレディ・スイス・インターナショナルは、本トラストの報酬代行会社として行動し、同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループによる共同保有により重要な影響力を行使することが可能な関連当事者である。報酬代行会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.12%を年当たりの報酬代行会社報酬として受け取るものとし、同報酬は本トラストの資産から支払われる。本年度の報酬代行会社に対する報酬総額は58,968米ドル（2018年：57,153米ドル）であり、年度末時点で報酬代行会社に対する未払報酬残高は9,176米ドル（2018年：11,554米ドル）である。

管理会社は、信託約款の条件に従って受託証券の発行を行う権限を持っており、同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループと共同で保有する関連当事者である。管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで報酬代行会社より支払われる。

財務諸表に対する注記（続き）

8 関連当事者取引（続き）

投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って管理会社から委託された、投資対象ポートフォリオに関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理責任を負っている関連当事者である。投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期毎に本トラスの資産から支払われる。本年度の投資運用会社に対する報酬総額は344,647米ドル（2018年：333,624米ドル）であり、年度末時点で投資運用会社に対する未払報酬残高は53,525米ドル（2018年：67,400米ドル）である。

副投資運用会社は、副投資運用契約の条件に従って投資運用会社から再委託された投資対象ポートフォリオの日常的な投資意思決定の責任に基づく関連当事者である。副投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.50%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は投資運用会社により運用会社報酬から支払われる。本年度の副投資運用会社に対する報酬総額は246,176米ドル（2018年：238,303米ドル）であり、年度末時点で副投資運用会社に対する未払報酬残高は38,232米ドル（2018年：48,143米ドル）である。

受託会社は、本トラスの運営および管理に全面的な権限を有することによる本トラスとの関係に基づく関連当事者である。受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が本トラスの資産から毎年前払いで支払われるものとする。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本トラスの資産から払い戻しを受ける。

9 後発事象

2019年8月31日後、および2019年12月23日時点で、本トラスは購入申込み179,945米ドル、買戻し8,333,283米ドル、分配21,978米ドルを計上している。

これらの財務諸表の作成にあたり、経営幹部は、財務諸表の発行可能日である2019年12月23日までのすべての重大な後発事象を評価し開示した。

(2) 損益計算書

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3) 投資有価証券明細表等

(2019年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	URSA RE LTD 0.0 10DEC22 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2022/12/10	15,000	100.14	1,502,083.49	99.18	1,487,756.25	3.4%
2	GALILEO RE L 9.55925 06NOV20 144A F	バミューダ	社債	変動利 付債	2020/11/6	15,000	100.00	1,500,000.00	97.63	1,464,393.75	3.4%
3	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利 付債	2024/12/6	12,500	100.00	1,250,000.00	98.13	1,226,609.38	2.8%
4	KENDALL RE L 7.32925 06MAY24 144A F	バミューダ	社債	変動利 付債	2024/5/6	12,500	100.00	1,250,000.00	95.09	1,188,609.38	2.7%
5	EAST LANE RE V 0.0 13MAR23 144A FRN	ケイマン	社債	変動利 付債	2023/3/13	10,000	100.30	1,002,968.27	100.18	1,001,825.00	2.3%
6	ALAMO RE LTD 0.0 08JUN23 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2023/6/8	10,000	100.36	1,003,643.08	100.14	1,001,350.00	2.3%
7	QUEEN STR XI 7.388 08APR22 144A FRN	アイルランド	社債	変動利 付債	2022/4/8	10,000	100.45	1,004,467.06	99.98	999,775.00	2.3%
8	INTERNATIONA 8.71263 15JUL21 144A F	その他	社債	変動利 付債	2021/7/15	10,000	100.36	1,003,614.49	99.82	998,200.00	2.3%
9	NORTHSHORE RE 0.0 06JUL20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2020/7/6	10,000	100.58	1,005,796.80	99.82	998,175.00	2.3%
10	METROCAT RE LT 0.0 08MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2020/5/8	10,000	100.37	1,003,701.65	99.78	997,750.00	2.3%
11	KILIMANJARO RE 0.0 25NOV19 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2019/11/25	10,000	100.22	1,002,239.72	99.60	995,950.00	2.3%
12	CAELUS RE IV L 0.0 06MAR24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利 付債	2024/3/6	10,000	101.02	1,010,230.16	99.51	995,050.00	2.3%
13	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2020/5/27	10,000	100.22	1,002,182.41	99.18	991,825.00	2.3%
14	KILIMANJARO 8.21338 20APR21 144A FR	バミューダ	社債	変動利 付債	2021/4/20	10,000	101.12	1,011,246.11	98.62	986,162.50	2.3%
15	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2025/1/8	10,000	100.00	1,000,000.00	98.52	985,162.50	2.3%
16	GALILEI RE L 8.66063 08JAN24 144A F	バミューダ	社債	変動利 付債	2024/1/8	10,000	101.05	1,010,549.02	97.80	978,037.50	2.3%
17	SANDERS RE L 4.86975 06DEC21 144A F	バミューダ	社債	変動利 付債	2021/12/6	10,000	100.02	1,000,217.95	97.62	976,200.00	2.3%
18	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利 付債	2024/12/6	10,000	100.00	1,000,000.00	97.36	973,600.00	2.2%
19	SANDERS RE LTD 0.0 07APR22 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2022/4/7	10,000	100.00	1,000,000.00	97.06	970,566.67	2.2%
20	RIVERFRONT RE 0.0 15JAN21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2021/1/15	10,000	100.55	1,005,479.64	96.42	964,150.00	2.2%
21	KILIMANJARO 15.7185 05MAY26 144A FR	バミューダ	社債	変動利 付債	2026/5/5	10,000	100.00	1,000,000.00	94.45	944,487.50	2.2%
22	EVERGLADES RE 0.0 04MAY24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2024/5/4	10,000	100.00	1,000,000.00	94.34	943,375.00	2.2%
23	ARMOR RE II LT 0.0 08JUN23 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2023/6/8	10,000	100.00	1,000,000.00	91.97	919,700.00	2.1%
24	URSA RE LTD 0.0 10DEC20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2020/12/10	7,500	100.00	750,000.00	99.01	742,546.88	1.7%

25	ALAMO RE LTD 0.0 07JUN24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2024/6/7	7,500	100.00	750,000.00	98.86	741,431.25	1.7%
26	KILIMANJARO 7.0485 05MAY26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2026/5/5	7,500	100.00	750,000.00	96.40	722,990.63	1.7%
27	SD RE LTD 6.1425 19OCT28 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2028/10/19	7,500	100.00	750,000.00	96.08	720,590.63	1.7%
28	FRONTLINE RE L 0.0 06JUL26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利 付債	2026/7/6	7,500	100.00	750,000.00	82.81	621,075.00	1.4%
29	RESIDENTIAL RE 0.0 06JUN24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利 付債	2024/6/6	10,000	99.16	991,559.20	57.00	570,000.00	1.3%
30	HEXAGON REINS 6.66 17JAN25 144A FRN	アイルランド	社債	変動利 付債	2025/1/17	5,000	117.30	586,475.18	100.01	550,700.73	1.3%

IV. お知らせ

該当事項はありません。